

令和7年度 処遇改善計画について

令和7年6月1日

社会福祉法人 石川整肢学園

1 賃金改善計画

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護保険事業所）

介護職員処遇改善加算の見込額	37,817,880円
賃金改善実施期間	令和7年6月～令和8年5月
賃金改善方法	ベースアップと処遇改善手当の支給の実施

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（障害福祉サービス等事業所）

福祉・介護職員処遇改善加算の見込額	251,195,400円
賃金改善実施期間	令和7年6月～令和8年5月
賃金改善方法	ベースアップと処遇改善手当の支給の実施

2 キャリアパス要件

要件Ⅰ

- イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

要件Ⅱ

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①及び②に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- ①資質向上の為の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。
- ②資格取得のための支援を実施する。
- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

要件Ⅲ

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

- ① 経験に応じて昇給する仕組み。
 - ② 資格等に応じて昇給する仕組み。
 - ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み。
- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。
- ・石川整肢学園給与規程により定めている。

3 職場環境等要件

<入職促進に向けた取組>

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

<資質の向上やキャリアアップに向けた支援>

- ・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等

<両立支援・多様な働き方の推進>

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

<腰痛を含む心身の健康管理>

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

<生産性向上のための業務改善の取組>

- ・現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている

<やりがい・働きがいの醸成>

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

4 見える化要件

石川整肢学園ホームページへ掲載